

神戸市立御影北小学校いじめ防止基本方針

神戸市立御影北小学校

はじめに

本校では、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの子供にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の子供たちが楽しく心豊かに日々の学校生活を送ることができるようにと願い、「神戸市立御影北小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1 いじめとは（いじめの定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第 2 条）

神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」に則って「いじめ」を訴えてきた子供の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えについては真摯に受け止め、子供を守り通すという立場に立って事実関係を確かめ、速やかに対応に当たる。

2 いじめの基本認識

いじめの問題に取り組むためには「いじめ」にはどのような特質があるのかを知ったうえで「未然防止」と「早期発見」に努力する必要がある。「いじめ」には様々な特性があるが以下の①から⑧は、教職員が認識しておくべきいじめ問題についての基本的原則である。

- ① いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3 未然防止

「いじめは、どこにでも、誰にでも起こりうる」という認識を持ち、「いじめ」を許さない子供に育てることが大切になる。子供をいじめに向かわせる背景に、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることは少なくない。望ましい学級集団育み、子供たちが互いに認め合い、助け合う仲間づくりを推進することが必要である。また、子供たち一人一人の「自尊感情」を高め、「自己有用感」の高揚や、「居場所作り」が重要になる。

- ・子供たち全員を対象に事前に働きかけ、未然防止の取組を行うことが最も合理的でもっとも有効である。
- ・すべての子供が安心・安全に、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。

- ・「分かる授業」づくりを進め、参加・活躍「できる授業」を工夫する。
- ・すべての教員が公開授業を行って互いの授業を参観しあい、教師の授業力を高める。
- ・「授業規律」なども見せ合うことによって改善・解決していく。
- ・教師の不適切な言動や差別的な態度そのものが子供の心を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることにつながることをすべての教職員が認識し、不適切な言動については厳に慎む。
- ・子供たちが主体的に活動し、集団や地域社会に貢献する機会を大切にすることによって、子供たちの自己有用感、自尊意識の高揚を図る。
- ・各学期のはじめなど、定期的にすべての学年、すべての学級において必ず指導する。
- ・「ストレスを生まない学校づくり」「ストレスが生じても自分を律する強い心づくり」「他者の尊重」「他者への感謝」を大切にする。
- ・子供たち自身がいじめ問題を「自分たちの問題」とし、主体的に考えて行動できるようにする。

そのためには、

(1) 子供や学級の様子を知る。

- ・教職員が子供たちと同じ目線で共に歩む姿勢を大切にする。
- ・子供たちの課題に気づくことができる感性を備える。
- ・実態を正確に、客観的に掌握し、計画的な指導を展開する。

(2) 互いに認め合い、支えあい、助け合う仲間づくり

- ・子供たちから信頼させる良きモデルとなる。
- ・心の通い合う教職員の協力協働体制を形成する。
- ・校内組織を有効に活用し機能させる。
- ・子供と向き合う時間を確保する。
- ・自尊感情を高めるための学習活動や学級活動、学年・学校行事を実施する。
- ・違いを認め合う仲間づくり・教職員の温かい声かけにより、子供たちの自己肯定感の高揚を図る。
- ・異年齢交流活動や「いじめのない明るい学校づくり宣言」等を実施し、よりよい学校生活を推進しようとする子供たちの主体性を育む。

(3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

①人権教育の充実

- ・「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させる。
- ・人の痛みを思いやることができる生命尊重の精神や人権感覚を育む
- ・人権意識の高揚を図る。

②道徳教育の充実

- ・いじめをしない、許さない人間性豊かな心を育てる。

③体験教育の充実

- ・意識的に発達段階に応じた体験教育を系統的に展開する。

④コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につける

⑤保護者や地域との連携

- ・授業参観、学級通信・学年通信などにより情報発信する。

4 早期発見

いじめは、早期の発見が早期の解決につながるということを意識しておくことが大切である。「教職員の気づき」が最も重要であり、子供の様子からの「気づき」だけでなく、保護者などからの情報からも敏感に「気づく」事が大切である。「気づく」ためには、日ごろから教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努め、子供の小さな変化を敏感に察知し、いじめ

を見逃さない認知能力を向上させることが大切である。その上で、得た情報に関して情報の共有・連携した情報収集を進める必要がある。

- ・些細な変化に気づき、気づいた情報を確実に共有し、速やかに対応する。
- ・気になる変化などを職員がいつでも共有できる工夫（付箋・小黒板など）に努める。
- ・「意識的に行い」、「積極的に活用」する。
- ・普段から子供の生活を把握する手立て（アンケートや面談など）を準備する。
- ・教職員が普段から子供へのかかわり方や態度を見直す。
- ・暴力を伴う“いじめ”の発見 ⇒ 速やかに止めることを最優先とする。

(1) 教職員のいじめに気づく力を高める

- ・子供の立場に立つ。
- ・人権感覚を磨き、子供たちの言葉をきちんと受け止め、子供たちの立場に立ち、子供たちを守る姿勢を大切にする。
- ・子供たちを共感的に理解する・・・共感的に子供たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高める。

(2) いじめ発見のきっかけ

- ・生活アンケート調査の結果から小・中学校ともに「保護者からの訴え」でいじめを発見するケースが最も多く、続いて小学校では学級担任が発見するケースが多い。
- ・本人からの訴えによる認知も少なくない。
- ・子供たちの変化にすばやく対応するための教職員間の情報共有が大切である。

(3) 早期発見の手立て

- ・日々の観察・・・休み時間や掃除、放課後の時間帯の機会に子供たちの様子に目を向ける。「子供たちのいるところには教職員がいる」という意識で子供たちとともに過ごす機会を積極的に設ける。
- ・観察の視点・・・特に中学年以降からグループを形成し始めるので学年を中心に情報を収集し、学級内にどのようなグループがあるか、また、そのグループ内の人間関係はどうなっているか把握しておく。
- ・教育相談・・・普段の生活のなかで教職員から声かけなどを行い気軽に相談できる関係を築いていく。
- ・いじめ実態調査アンケート
 - ・・・現在おこなっている「生活アンケート」を年2回実施することで児童の生活および関係性を実態把握するとともにいじめの早期発見に努める。

5 早期対応

いじめは“心のウィルス”のようなものである。被害を受ける側の子供の対応の仕方に関係なく、集団に“感染”するかのごとく広まっていくことがある。また、いじめる側の立場にある子供たちは“集団ヒステリー”のような状態に陥ることがある。“加害者”にならなければ“被害者”になってしまうという心理が働き、善悪の判断が鈍ってしまうケースも見られる。

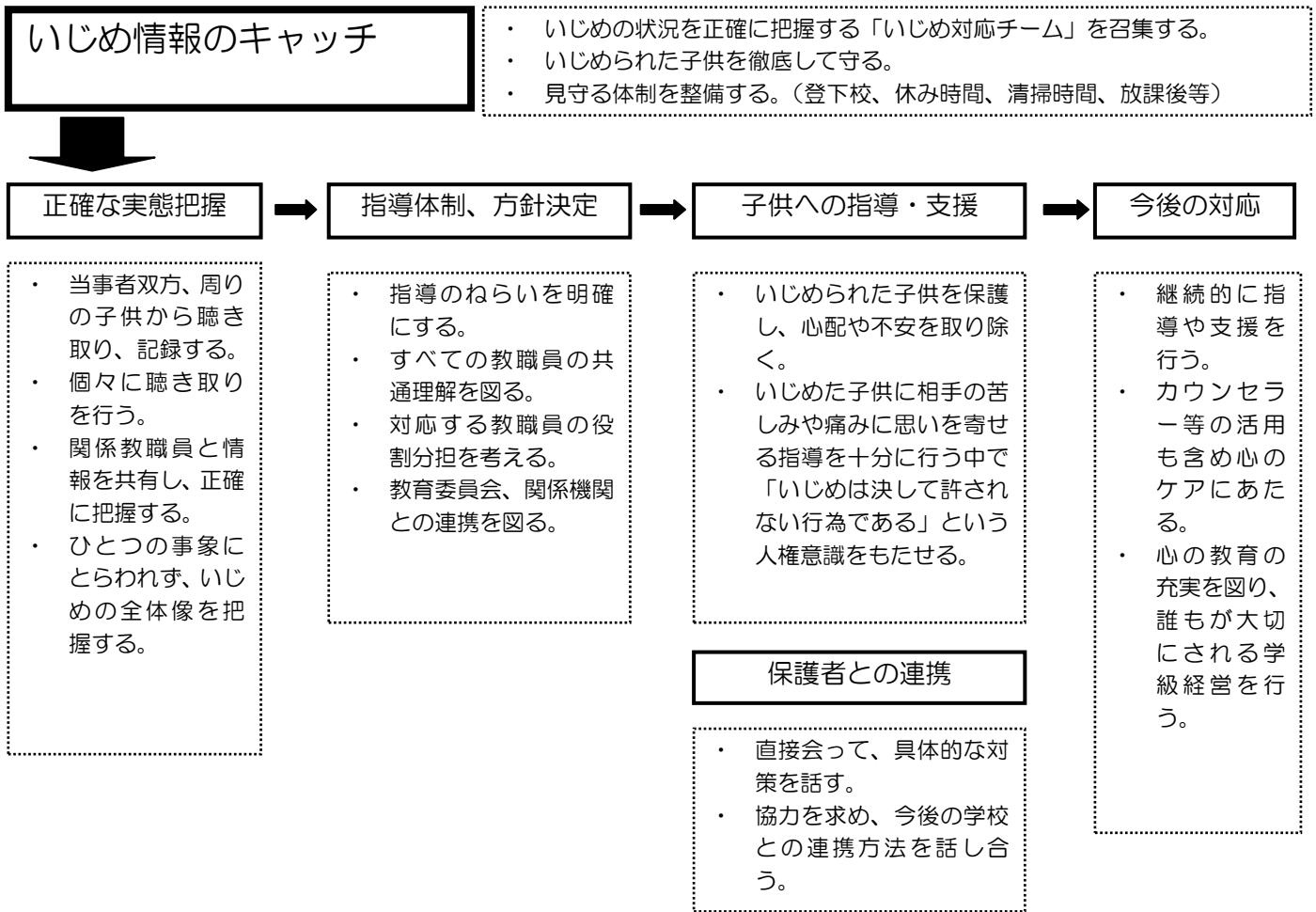
このようないじめの特性を考えると、早期発見、早期対応が指導上重要な意味を持つことがわかる。いじめが発見されたら第一に「被害者の保護」に努める。次に、組織として「いじめがあり、今からただちにその対応にあたる」ことを宣言する必要がある。子供だけに解決を任せることなく、学校組織としていじめの存在を認め、「学校、保護者等すべての大人が解決に取り組む」姿勢を子供たちに示すようにする。

また、保護者に対しても、子供たちの「誰もが『加害』にも、『被害』にもなりうる」という認識を持っていただけるよう情報発信し、理解を得るよう努める必要がある。

- ・「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。

- ・ いじめが「重大な事態」と判断された場合、学校長からの指示に従って対応する。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても「自分の問題」として捉えさせる。

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ発見時の緊急対応

- ・ いじめられた子供・いじめを知らせた子供を守り通す
- ・ 他の子供たちの目に触れないよう、場所、時間等に配慮
- ・ 事実確認は双方別々の場所で行う
- ・ 場合によっては登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を築く。

(3) いじめが起きた場合の対応

いじめられた子供に対して

- ・ 共感することで安定を図る
- ・ 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える
- ・ 必ず解決できる希望が持てることを伝える
- ・ 自尊感情を高める配慮

保護者に対して

- ・ その日のうちに面談し、事実関係を伝える。
- ・ 指導方針を伝え、対応について協議。
- ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・ 継続して家庭と連携し、取り組むことを伝える。
- ・ 家庭での様子に注意をしてもらい、些細なことでも相談するよう伝える。

いじめた子供に対して

- ・ 気持ちや状況を十分に聞き、背景にも目を向けて指導。

- ・孤立感・疎外感を与えないようにするなどの配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導で「人として許されないこと」「いじめられる側の気持ち」を認識させる。

保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた子供や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させて家庭での指導を依頼
- ・今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

周りの子供たちに対して

- ・学級及び学年、学校全体の問題として考え、「傍観者」から抑止する「仲裁者」への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定し、助長していることを理解させる。
- ・いじめを訴え出るとは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道などをもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。
- ・「第三者なし」の原則を理解させる。

継続した指導

- ・一定の解決を見た場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記などで積極的にかかわり、その後の状況把握に努める。
- ・いじめられた子供に肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめた側の子供についても、いじめに至った原因を掌握し、カウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアに努める。
- ・事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンなどを利用して、特定の子供の悪口や誹謗中傷などをインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法でいじめを行うものである。

子供たちが事件に巻き込まれるなどの事案があるので保護者や関係機関と連携を取る必要がある。

(2) 未然防止のために

①保護者会などの会合で理解を求める。

《未然防止の観点から》

- ・子供たちが所持するパソコンや携帯電話・スマートフォンなどを管理するのは家庭であり、子供たちを危険から守るための約束事やルールづくりなどおこなうよう情報発信を進める。
- ・ネットいじめは、子供たちに深刻な影響を与えていることを理解していただく。

《早期発見の観点から》

- ・子供がメールを見たときの表情の変化やトラブルに巻き込まれたときの不安そうな表情などに気付けばすぐに学校へ相談して頂けるよう理解と協力を得る。

②情報モラルに関する指導上の留意事項

- ・発信した情報は、すぐに多くの人目の目にふれるし、簡単には回収できないことを認

識していただく。

- ・匿名で書き込みしても書き込んだ人は特定されることを理解いただく。
- ・書き込みが原因で二次的な犯罪につながる可能性があることを知っていただく。

7 いじめ対策の組織

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するために「予防的」「開発的」な取り組みをあらゆる教育活動において取組む必要がある。

御影北小学校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するためにいじめ問題に特化した「いじめ対応チーム」を設置し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行っていく。また、定期的に点検・評価を行い、子供の状況や地域の実態に応じた取組を展開しているかをPDCAサイクルで検討していく。

基本的には、地域や関係機関とも連携をとれる「校内いじめ対策委員会」を立ち上げる。その参加メンバーは、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 管理職② 生徒指導係、各学年世話係、養護教諭③ PTA本部役員④ 地域（学校評議員・子供見守り活動隊・民生児童委員・学校応援団などから）⑤ スクールカウンセラー⑥ 関係機関（必要に応じて）
東部少年サポートセンター
東灘区こども家庭支援室等 |
|---|

とするがケースや実態に応じ柔軟に対応する。

- ・単に方針策定のための「組織」ではなく、“実行に移す”「組織」となるよう留意する。
- ・直接的な事柄だけでなく、教職員の資質向上のための校内研修や取組の企画や実施、計画通りに進んでいるかどうかのチェックや各取組の有効性の検証、「本校のいじめ防止基本方針」の見直しについても担っていく。
- ・取組内容の洗い出しおこなう。（授業改善の取組、友だち関係、集団づくり、社会性育成などの取組、いじめに関する学習の取組、いじめをなくすための児童会の取組、保護者や地域に対する啓発の取組、アンケートや面談などをリストアップ）

組織の役割

- ・未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・子供や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・構成員の決定
- ・重大事態への対応

8. その他

- ・本基本方針に記載のない事項については、校内いじめ対策委員会において協議し決定する。
- ・本基本方針については、校内いじめ対策委員会において適宜、内容の見直しを図り、必要に応じた改訂を行うこととする。